

特別支援教育の現状等について

特別支援教育の現状等について

I 盲学校、聾学校及び養護学校の現状

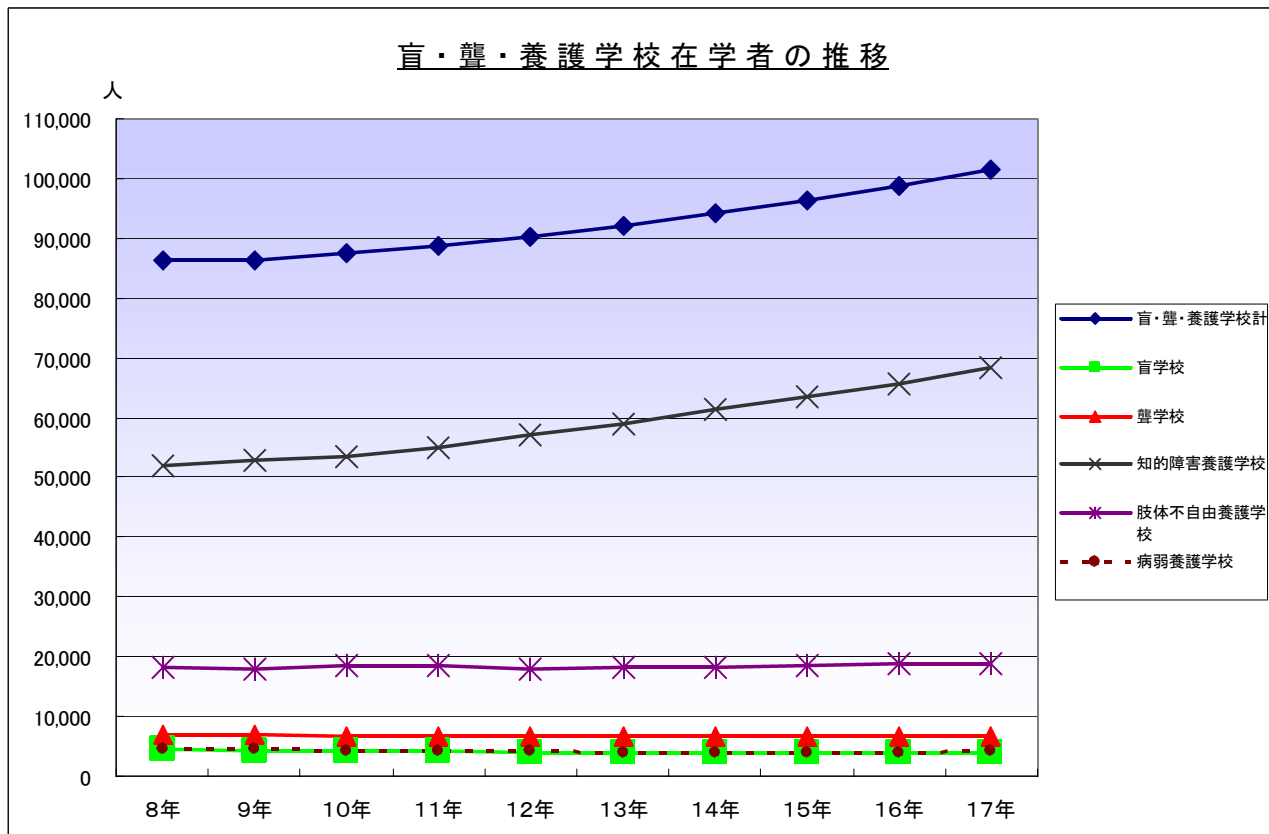
1 盲・聾・養護学校に在学する児童生徒の状況

盲・聾・養護学校の在学幼児児童生徒数を見ると、知的障害者が大きく増加している。

また、障害が重いため通学できない子どもに対しては、教員が家庭、施設、病院などに出向いて指導する訪問教育を行っている。

(平成17年5月1日現在)

区分	学校数	在学者数（人）					
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	
盲学校	71校	260	701	463	2,385	3,809	
聾学校	106	1,303	2,178	1,209	1,949	6,639	
養護学校	計	825	133	28,798	20,981	41,252	91,164
	知的障害	535	71	19,669	15,046	33,542	68,328
	肢体不自由	198	61	7,683	4,528	6,441	18,713
	病弱	92	1	1,446	1,407	1,269	4,123
総計	1,002	1,696	31,677	22,653	45,586	101,612	



2 障害の重度・重複化について

(1) 盲・聾・養護学校重複障害学級数・在籍者数

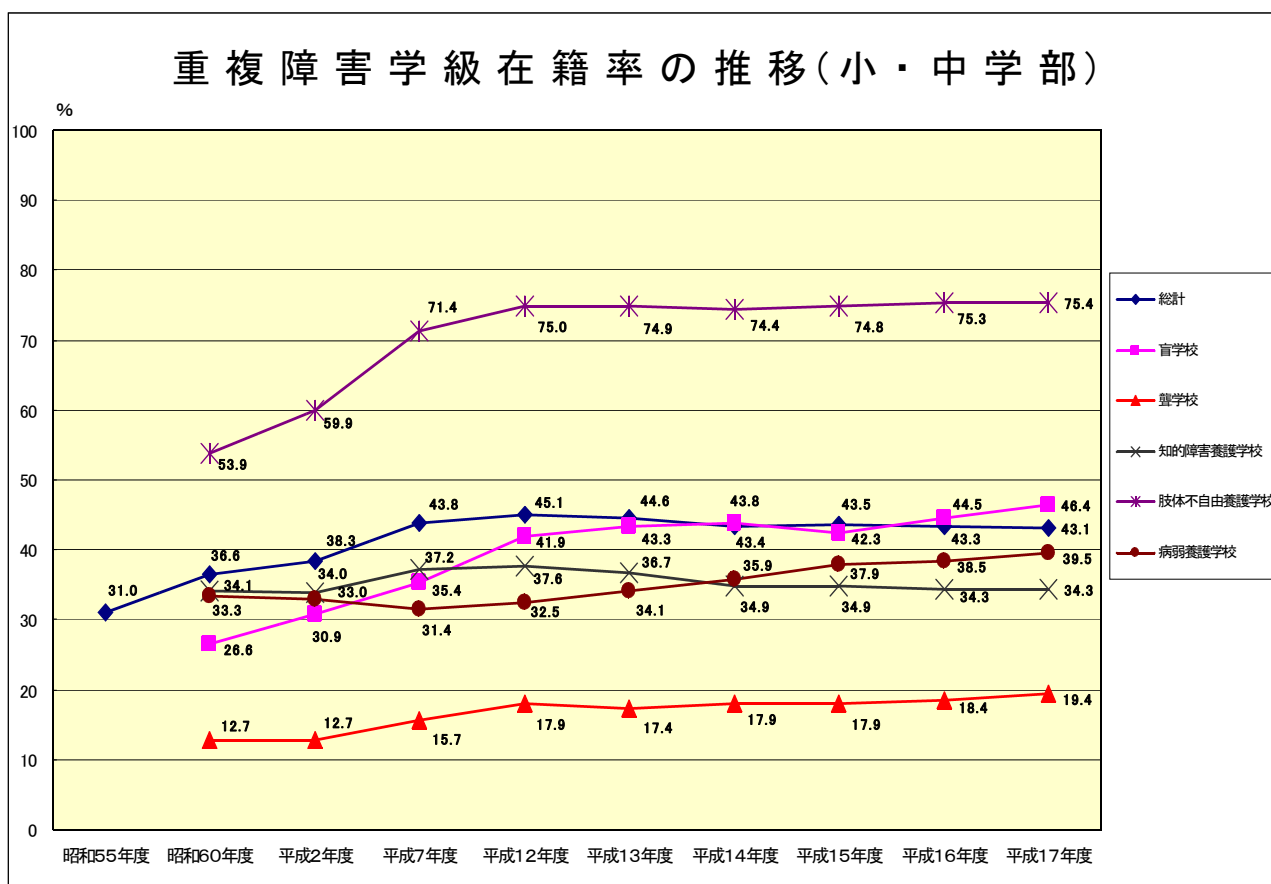
盲・聾・養護学校（小・中学部）に在籍する児童生徒のうち、現在、半数近く（肢体不自由養護学校においては、約4分の3）の児童生徒が重複障害学級に在籍している。

（平成17年5月1日現在）

学校種別	区分	学級数					在籍者数					高等部に重複障害学級を置く学校数 校
		幼稚部 学級	小学部 学級	中学部 学級	高等部 学級	計 学級	幼稚部 人	小学部 人	中学部 人	高等部 人	計 人	
盲学校		31	145	84	90	350	79	357	183	184	803	46
聾学校		42	181	104	81	408	94	434	222	185	935	42(1)
養護学校	知的障害	3	2,736	1,755	2,045	6,539	12	7,378	4,515	5,528	17,433	368(10)
	肢体不自由	3	2,146	1,244	1,346	4,739	7	5,936	3,271	3,742	12,956	156(4)
	病弱	—	259	221	218	698	—	616	510	561	1,687	45
	小計	6	5,141	3,220	3,609	11,976	19	13,930	8,296	9,831	32,076	569(14)
計		79	5,467	3,408	3,780	12,734	192	14,721	8,701	10,200	33,814	657(15)

（注）（ ）内は分校数であり、内数である。

(2) 重複障害学級在籍状況の推移（盲・聾・養護学校小・中学部）



3. 卒業者の進路状況（平成17年3月卒業生）

（1） 中学部（中学校特殊学級）卒業者の進路状況（カッコ内は卒業者に対する割合）

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
盲・聾・養護学校中学部計	人 7,276	人 7,004 (96.3%)	人 23 (0.3%)	人 9 (0.1%)	人 141 (1.9%)	人 99 (1.4%)
盲学校	191	185 (96.9%)	0 —	1 (0.5%)	0 —	5 (2.6%)
聾学校	371	368 (99.2%)	0 —	0 —	0 —	3 (0.8%)
養護学校計	6,714	6,451 (96.1%)	23 (0.3%)	8 (0.1%)	141 (2.1%)	91 (1.4%)
知的障害養護学校	4,825	4,642 (96.2%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	110 (2.3%)	63 (1.3%)
肢体不自由養護学校	1,409	1,371 (97.3%)	2 (0.14%)	1 (0.07%)	27 (1.9%)	8 (0.6%)
病弱養護学校	480	438 (91.3%)	16 (3.3%)	2 (0.4%)	4 (0.8%)	20 (4.2%)
中学校特殊学級計	9,695	8,590 (88.6%)	369 (3.8%)	227 (2.3%)	509 (5.3%)	

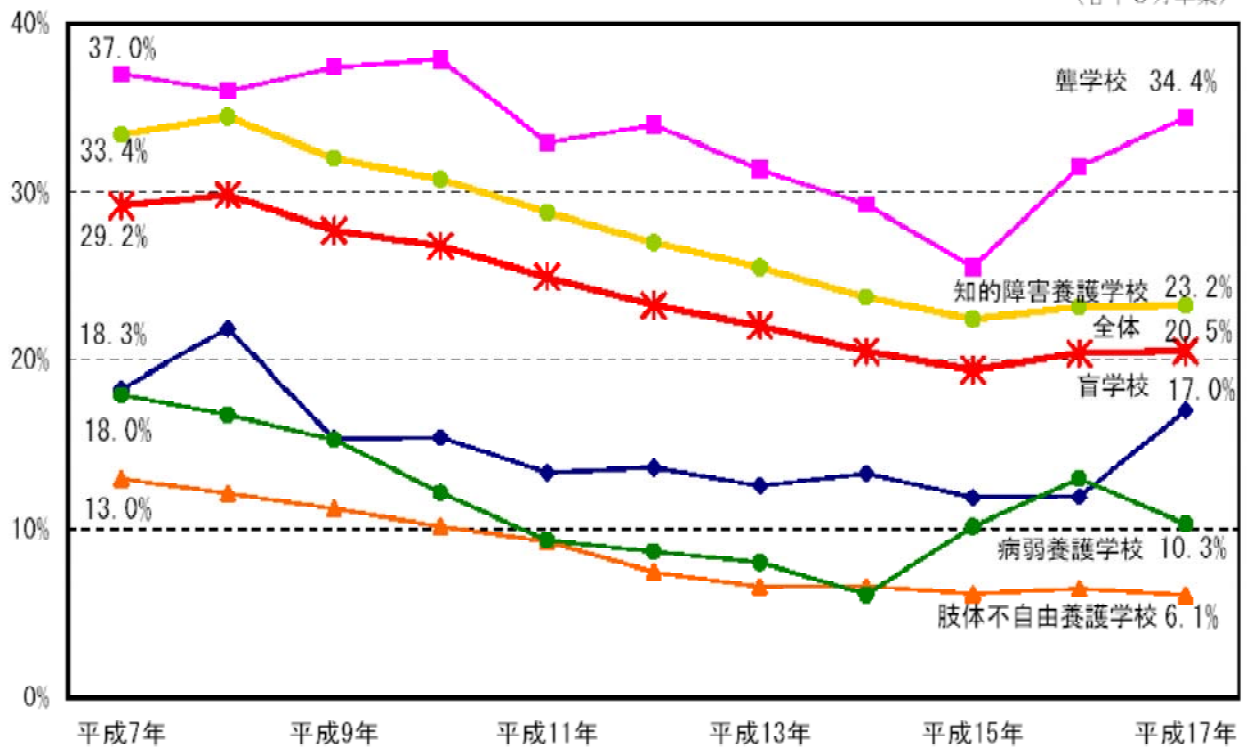
（2） 高等部（本科）卒業者の進路状況（カッコ内は卒業者に対する割合）

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
盲・聾・養護学校高等部計	人 13,022	人 465 (3.6%)	人 496 (3.8%)	人 2,672 (20.5%)	人 7,326 (56.3%)	人 2,063 (15.8%)
盲学校	305	111 (36.4%)	10 (3.3%)	52 (17.0%)	85 (27.9%)	47 (15.4%)
聾学校	477	210 (44.0%)	45 (9.4%)	164 (34.4%)	34 (7.1%)	24 (5.0%)
養護学校計	12,240	144 (1.2%)	441 (3.6%)	2,456 (20.1%)	7,207 (58.9%)	1,992 (16.3%)
知的障害養護学校	9,899	78 (0.8%)	294 (3.0%)	2,299 (23.2%)	5,797 (58.6%)	1,431 (14.5%)
肢体不自由養護学校	1,981	31 (1.6%)	96 (4.8%)	120 (6.1%)	1,253 (63.3%)	481 (24.3%)
病弱養護学校	360	35 (9.7%)	51 (14.2%)	37 (10.3%)	157 (43.6%)	80 (22.2%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

盲・聾・養護学校高等部（本科）の就職率の推移

(各年3月卒業)



Ⅱ 特殊学級、通級による指導の現状

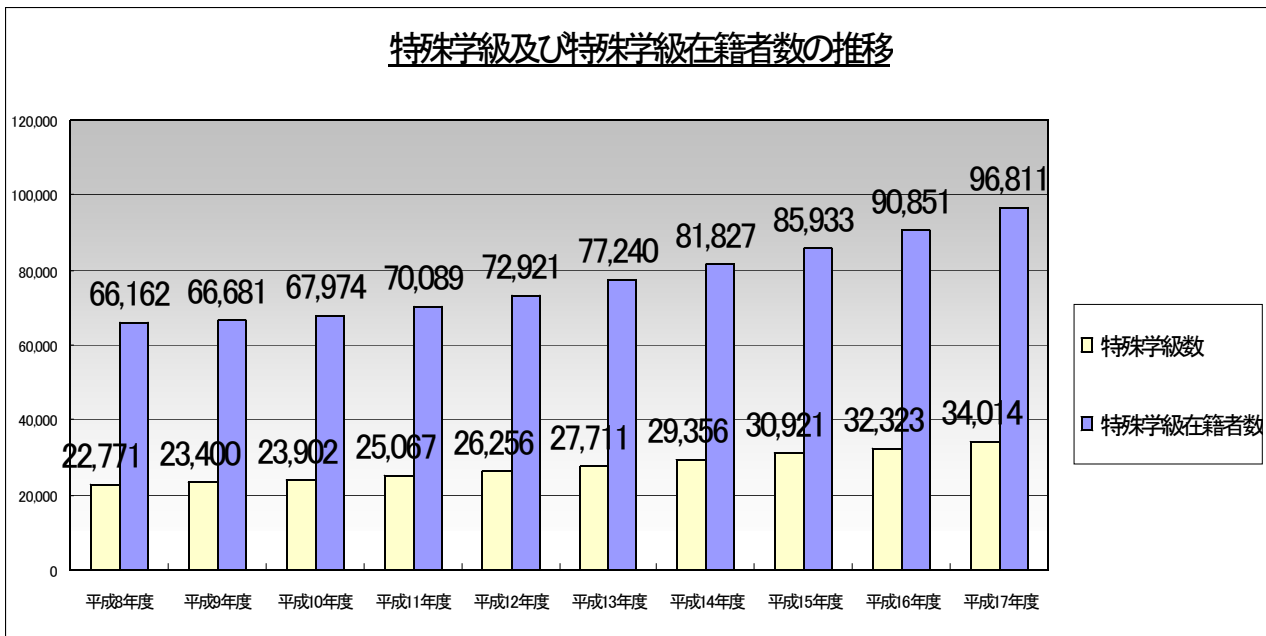
1 特殊学級に在籍する児童生徒の現状

特殊学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に置かれている学級であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の学級がある。

(平成17年5月1日現在)

区分	小学校		中学校		合計	
	学級数 ^{学級}	児童数 ^人	学級数 ^{学級}	生徒数 ^人	学級数 ^{学級}	児童生徒数 ^人
知的障害	12,927	39,763	6,264	19,986	19,191	59,749
肢体不自由	1,648	2,914	554	834	2,202	3,748
病弱・虚弱 (※ 院内学級を含む)	639	1,261	262	435	901	1,696
弱視	177	221	49	74	226	295
難聴	437	821	195	337	632	1,158
言語障害	328	1,197	31	44	359	1,241
情緒障害	7,550	21,508	2,953	7,416	10,503	28,924
総計	23,706	67,685	10,308	29,126	34,014	96,811

※院内学級とは、学校教育法第75条の2の規定「前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」に基づいて病院内に設置される病弱・身体虚弱の特殊学級をいう。



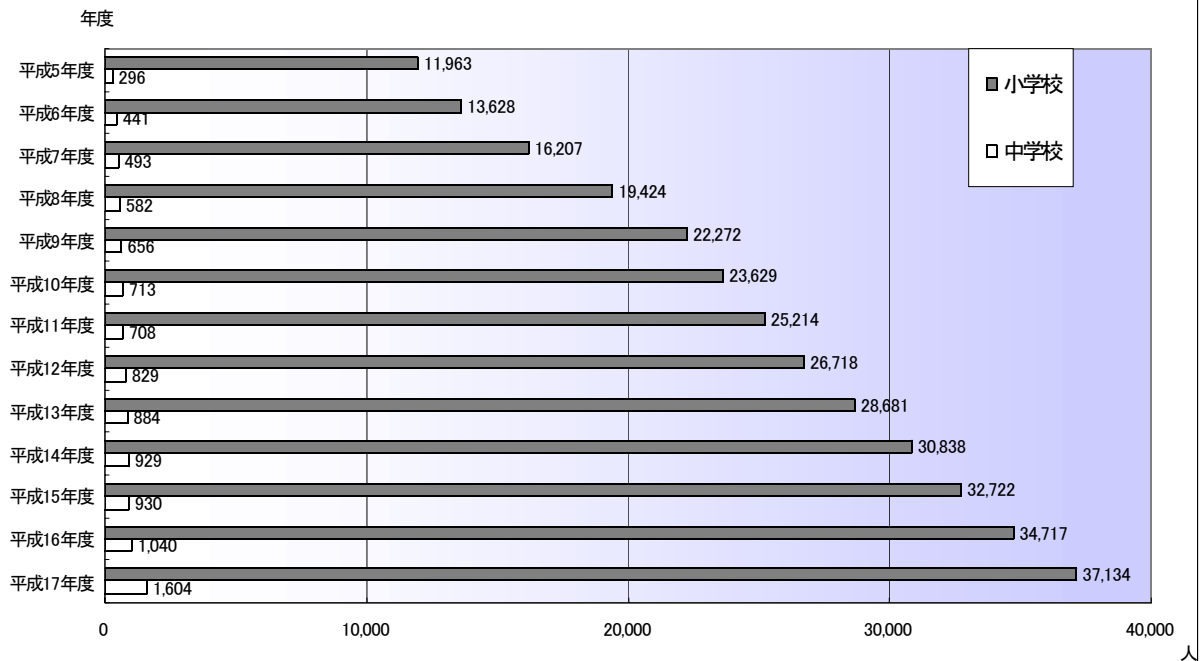
2 通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などである。

(平成17年度5月1日現在)

区分	小 学 校				中 学 校				合 計			
	自校 通級	他校 通級	巡回 指導		自校 通級	他校 通級	巡回 指導		自校 通級	他校 通級	巡回 指導	
言 語 障 害	29,683	11,244	17,892	547	224	49	155	20	29,907 77.2%	11,293	18,047	567
情 緒 障 害	5,764	1,718	3,921	125	1,072	430	627	15	6,836 17.6%	2,148	4,548	140
弱 視	133	18	104	11	25	4	16	5	158 0.4%	22	120	16
難 聴	1,536	292	1,098	146	280	81	169	30	1,816 4.7%	373	1,267	176
肢体不自由	4	2	1	1	1	1	0	0	5 0.01%	3	1	1
病弱・ 身体虚弱	14	11	2	1	2	0	2	0	16 0.04%	11	4	1
計	37,134 95.9%	13,285	23,018	831	1,604 4.1%	565	969	70	38,738 100.0%	13,850 35.8%	23,987 61.9%	901 2.3%

通級による指導対象児童生徒数の推移



Ⅲ 学校教育法等の一部を改正する法律について

学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

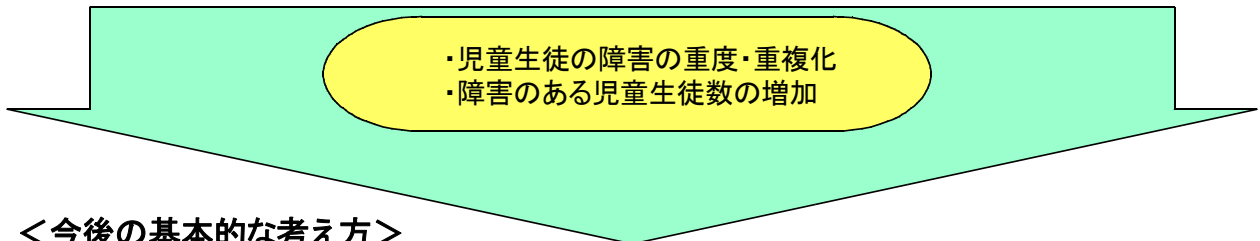
- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

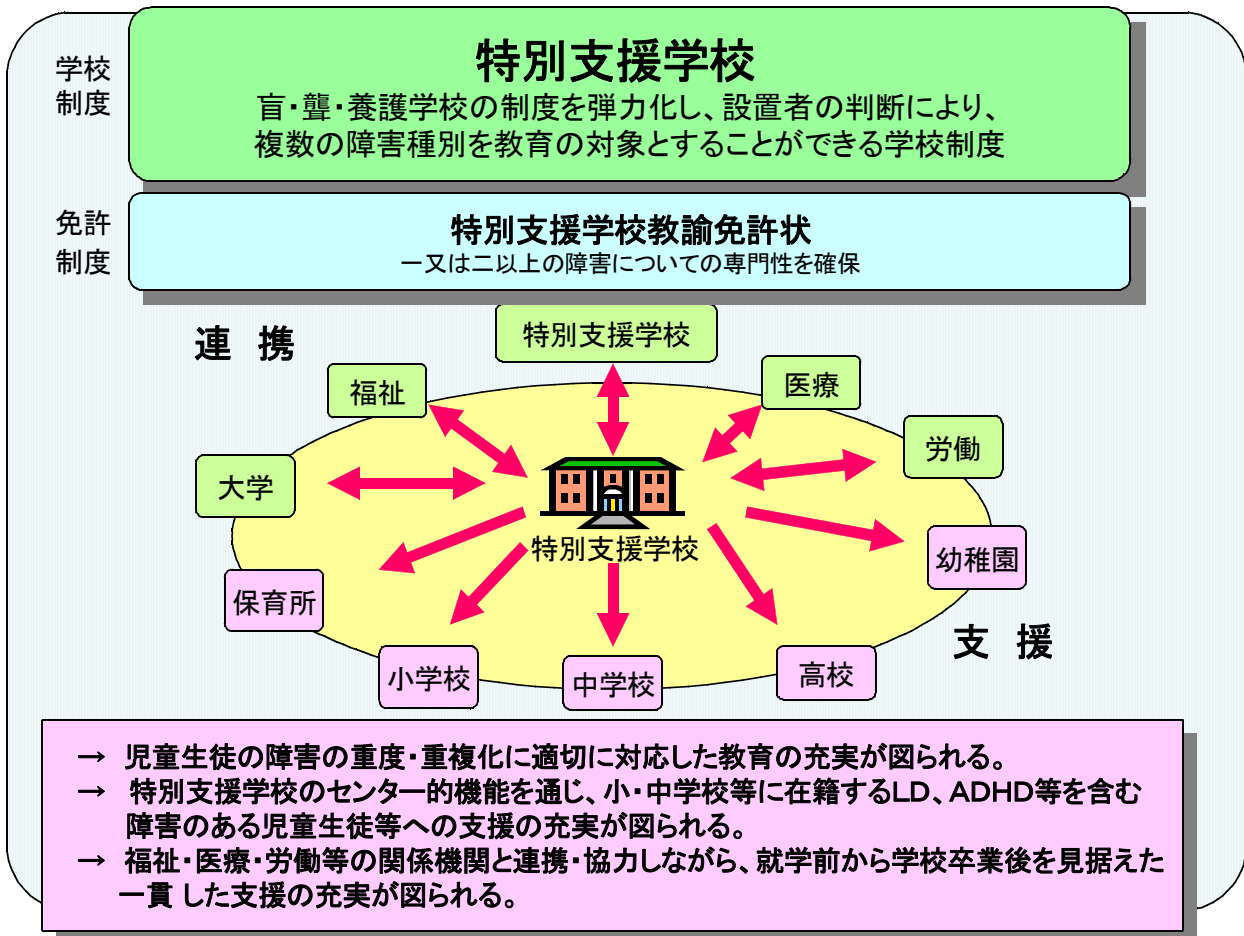
平成19年4月1日

<現 状> 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

	障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全学齢児童生徒のうち0.50%が在籍）		
学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.46%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状



<今後の基本的な考え方>



- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実が図られる。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られる。

IV 盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等について

1 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程

【教育のねらい】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育とともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な教育を行い、一人一人の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培う。

【教育課程の構成】

盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。

なお、知的障害養護学校の各教科については、独自に示されている。

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる領域等	障害に基づく困難の改善・克服のための領域
幼稚部	各領域（健康、人間関係、環境、言語、表現）	自立活動
小学部	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動)	自立活動
中学部	必修教科、選択教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間)	自立活動
高等部	各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間 (知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間)	自立活動

2 盲学校、聾学校及び養護学校の指導要領の改訂について

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領は、平成11年に告示され、幼稚部は平成12年度から、小・中学部は平成14年度から全面実施され、高等部は平成15年度から学年進行で実施されている。

（基本方針）

- 幼・小・中・高等学校に準じた改善を図る。
- 障害の重度・重複化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実する。

（前回からの改善）

ア 障害の重度・重複化への対応

（１）養護・訓練の改善

- ①自立を目指した主体的な活動を一層推進する観点から、目標にその旨を明記し、内容についても、コミュニケーションや運動・動作の基本的技能に関する指導等が充実されるよう改善。
- ②「自立活動」への名称の変更。
- ③障害の状態等に応じた個別の指導計画の作成について規定。

（２）高等部の訪問教育に係る規定を整備

イ 早期からの適切な対応（特殊教育に関する相談体制の充実）

- ①幼稚部において３歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を規定。

ウ 職業的な自立の推進等

（１）知的障害養護学校の新設教科（学校の実態に応じて設置できる）

- ①社会の変化等に対応するため、中学部及び高等部に「外国語」を新設。
- ②職業教育を充実する観点などから、高等部に「情報」及び「流通・サービス」を、それぞれ選択教科として新設。

（２）盲学校及び聾学校の専門教科・科目

- ①学校が特色ある教育課程を編成できるよう科目構成を大綱化。

（３）コンピュータや情報通信ネットワークの活用

- ①情報化に対応した資質・能力を身につける教科「情報」の新設
- ②各教科等を通じたコンピュータや情報通信ネットワークの積極的活用

（４）企業等における就業体験の機会の促進

- ①教育課程の編成の一般方針として、就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うことを示す
- ②全ての学科において、就業体験の機会の確保について配慮すべきことを明記

（５）交流教育

- ①交流教育の意義を一層明確に規定。（幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領等では障害のある幼児児童生徒との交流について示す。）

3 教育課程の基準の改善

中央教育審議会では、平成13年1月以降、教育課程部会を常設し、教育課程の実施状況の検証と不断の見直しを行ってきたところ。

本年2月には、教育課程部会におけるこれまでの審議経過を「審議経過報告」としてとりまとめ公表。

現在、「審議経過報告」を踏まえつつ、学習指導要領全体の見直しについて、各学校種ごと、各教科ごとに部会を設け審議を行っている。

特別支援教育に係る教育課程の改善については、教育課程部会の下に、「特別支援教育専門部会」を設置し、教育課程部会の審議経過報告、中央教育審議会答申（平成17年12月8日）等を踏まえ、以下のような事項について幅広い視点から審議を進めている。

（主な検討事項例）

- 1 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- 2 特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- 3 特別支援学校が地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校への支援などを行うセンター的機能の在り方
- 4 一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- 5 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- 6 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児児童生徒等への指導の充実
- 7 障害のある幼児児童生徒等と障害のない幼児児童生徒等との交流及び共同学習の推進

関係機関等との連携 (個別の教育支援計画の策定)

新「障害者プラン」(重点施策5カ年計画)

- **新「障害者基本計画」**:平成14年12月に閣議決定
計画の性格:障害者基本法で策定を義務づけられた法定計画
計画期間:平成15年からの10カ年

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築
教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う支援計画の策定など

前期5年間の重点実施計画

- **新「障害者プラン」**
盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。

個別の支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—

